

令和5年度第11回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和6年2月9日(金) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 12名

俵口 和義	桃川 公治	安部 慈人
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
花田 三枝	門司 雅門	神谷 義幸
木原 緑	廣渡 秀雄	大村 武彦

(2) 欠席農業委員 0名

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

増田 重美 高崎 和巳

4. 委員会に附した議案

議案第 36号 農地法第3条の許可申請について
議案第 37号 農地法第5条の許可申請について
議案第 38号 農用地利用集積計画(農地中間管理権の取得)について
議案第 39号 農用地利用配分計画案について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 　ただ今より第 11 回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　おはようございます。

議長 　それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 　今から現地確認に向かいます。対象地は吉木東一丁目が 1 件、糠塚が 1 件です。ともに 5 条申請です。先に吉木東一丁目、その後糠塚に向かいます。以上です。

議長 　はい、それでは早速現地確認に行きたいと思しますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、4 番の山田委員、5 番の安部委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　それでは議案の 1 ページをご覧ください。議案第 36 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和 6 年 2 月 9 日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回、6 件の申請が出されていますので、それぞれ順に説明しますが、1 件目から 5 件目までは同じ譲受人の一団の農地となりますので、まとめて説明します。それでは 1 件目からです。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。場所は三吉 1236-2、地目は畑、面積は 1,772 ㎡、区分は農振白地、2 件目は三吉 1259-1、地目は畑、面積は 559 ㎡、区分は農振白地、3 件目は 2 筆あります。1 筆目が三吉 1260、地目は畑、面積は 924 ㎡、区分は農振白地、2 筆目は三吉 1278-1、地目は畑、面積は 378 ㎡、区分は農振白地、4 件目は三吉 1278-3、地目は畑、面積は 451 ㎡、区分は農振白地、5 件目は三吉 1279、地目は畑、面積は 946 ㎡、区分は農振白地、目的は全て所有権の移転です。位置図を 5 ページに載せています。場所としては門田ため池南側の道から三吉集落に向かった場所です。拡大図を 6 ページに載せています。対象地ではブドウやイチジクが栽培されています。

それでは別紙でお配りしております調査書の 1 ページをご覧ください。第 1 号農地の全部効率利用については、所有地野菜や果樹を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第 4 号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である 150 日以上を超えていますので問題なしとしております。第 5 号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡

人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第 6 号地域との調和については、地元の方が譲受人であるため、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。

続いて 6 件目の説明にうつります。議案の 3 ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請は 11 筆です。1 筆目が山田 660-1、地目は畑、面積は 224 m²、区分は農振白地、2 筆目は山田 672、地目は畑、面積は 299 m²、区分は農振白地、3 筆目は山田 720-1、地目は田、面積は 379 m²、区分は農振白地、4 筆目は山田 820、地目は田、面積は 1,304 m²、区分は農振青地、5 筆目は山田 821、地目は田、面積は 2,570 m²、区分は農振青地、6 筆目は山田 832、地目は田、面積は 2,570 m²、区分は農振青地、7 筆目は山田 835、地目は田、面積は 4,235 m²、区分は農振青地、8 筆目は山田 848、地目は田、面積は 2,411 m²、区分は農振青地、9 筆目は山田 856、地目は田、面積は 2,391 m²、区分は農振青地、10 筆目は山田 880、地目は田、面積は 1,787 m²、区分は農振青地、11 筆目は山田 914-1 地目は畑、面積は 186 m²、区分は農振白地、目的は所有権の移転です。位置図を 7 ページに載せています。場所としては岡垣東中学校のそば、山田集落内の農地と中学校北側の水田です。それぞれの拡大図を 8、9 ページに載せています。

それでは別紙でお配りしております調査書の 2 ページをご覧ください。第 1 号農地の全部効率利用については、所有地野菜や水稻を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第 4 号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である 150 日以上を超えていますので問題なしとしております。第 5 号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第 6 号地域との調和については、親から子への生前贈与であり、地元の方が譲受人であるため、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長

それでは議案第 36 号の 1 から 5 について、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。続きまして議案第 36 号の 6 について、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 37 号 農地法第 5 条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案の 10 ページをご覧ください。議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 6 年 2 月 9 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

今回 2 件の申請が出されていますので、順に説明します。まず 1 件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は 1 筆です。場所は吉木東一丁目 1145-4、地目は田、面積は 869 m²、区分は第一種低層住居専用地域、権利内容は所有権の移転で、目的は宅地造成です。位

置図を 13 ページに載せています。場所としては吉木のコスモスの北側となります。計画図を 14 ページに載せています。対象地に 3 区画分の宅地が造成されます。造成にあたっては 15 ページに断面図を載せていますが、盛土を 50 cm 程度行い、南側にコンクリートブロックで土留め工事を行います。給水と污水についてはそれぞれ上水道と下水道に接続し、雨水については新たに設置する側溝と雨水枿を通じて既設の側溝へ放流します。許可後から着工し、4 月には販売が開始される計画です。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 3 ページをご覧ください。1. 立地基準については、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。7 宅地の造成のみを目的とする場合の妥当性については、申請人の宅地建物取引業者免許証の写しを確認しているため○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。1 件目の説明については以上のため、続いて 2 件目の説明にうつります。

議案の 11 ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は 6 筆です。1 筆目が糠塚 1094-1、地目は畑、面積は 612 m²、区分は農振青地、2 筆目は糠塚 1095-1、地目は畑、面積は 630 m²、区分は農振青地、3 筆目は糠塚 1096-1、地目は畑、面積は 774 m²、区分は農振青地、4 筆目は糠塚 1104、地目は畑、面積は 273 m²、区分は農振青地、5 筆目は糠塚 1173、地目は畑、面積は 1,071 m²、区分は農振青地、6 筆目は糠塚 1174、地目は畑、面積は 1,888 m²のうち 467 m²、区分は農振青地、権利内容は賃貸借権の設定で、転用目的は陸砂採取に伴う一時転用です。

16 ページに位置図を載せています。場所としては 495 号から北側に進んだ場所、水巻鉄鋼などの近くとなります。計画図を 17 ページに載せています。青で囲った箇所が砂取りの実施箇所、赤で囲った箇所が今回の申請地となります。18 ページ計画図を載せておりまして、周囲を 2m 保安距離としてとり、その内側の砂を取ります。19 ページ以降に縦横断面図を載せていますが、最大で 10m 掘る計画です。砂塵などの被害を防ぐため、周囲を 1.8m の高さの板で覆います。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 4 ページをご覧ください。1. 立地基準については、農用地区域内の農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後す

ぐに着工することを確認しているため○としています。4 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、砂利採取の認可申請が県に出されているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。9 一時転用である場合の現状回復の確実性については、転用後の作付け計画が提出されており○としています。なお、先ほど現地にて桃川委員から意見がありましたトラックの通り道に関しましては、別途業者に確認したうえで桃川委員に報告させていただきます。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 37 号-1 について、当該委員さん何かございましたら。

門司委員 譲受人と協議をした際に水田の落水口がなかった。図面のとおり落水口を設け雨水柵につながることを条件に水利組合としての同意をしたのでよろしくお願ひしたい。

議長 それでは何かご意見、ご質問等ございましたら。はい、安部委員。

安部委員 道路側に側溝があったと思うが、それは潰すのか。

門司委員 湿田であり乾かすために私が個人的に掘った溝。そのため実際に側溝があるわけではない。

安部委員 実際は道路境界線より農地側に掘っているということか。

門司委員 そのとおり。

安部委員 別件だが、道路と農地の間のくぼ地は舗装しないのか。

事務局 セットバックの必要があり図面上でも舗装の色がついているため、舗装するものと考えています。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。続きまして議案第 37 号-2 について、当該委員さん何かございましたら。

桃川委員 本日見ていただいた現地の東側を、現在申請人が砂取りしている。そこが完了次第、今回の申請地の砂取りに着手する計画。どの道を作業車両が通るのか、私と事務局とで認識の違いがあったため確認をお願いしたい。また、一番問題になるのは雨水の流れ方。地元としては分水嶺は変えず、現状と同じように流れるようにしてほしいと伝えている。近隣の方にも意

見を聞いたが特に反対意見はなかったため、水利組合長としての同意もした。以上よろしく
お願いしたい。

議長 それでは何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙
手をお願い致します。はい、全員という事で。続きまして議案第 38 号と 39 号について、事
務局から説明をお願いします。

事務局 それでは 23 ページをご覧ください。議案第 38 号、農用地利用集積計画（農地中間管理権
の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関
する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第 5 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 6 年 2 月 9 日提出、岡垣町農業
委員会会長 俵口和義。

こちらは推進機構を通した 5 月開始分の利用権に関するもので、土地の所有者から機構へ
の権利設定となります。全部で 241,525 m²、178 筆です。24 ページ以降に 1 筆ごとの情報
を載せています。

それでは続けて議案第 39 号に移ります。31 ページをご覧ください。議案第 39 号、農用地
利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成し
た農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の
規定により意見を求める。令和 6 年 2 月 9 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

こちらは先ほど議案第 38 号で説明した利用権について、今度は機構から実際の耕作者への
権利設定の案件となります。32 ページ以降に 1 筆ごとの情報を載せています。説明につい
ては以上です。

議長 はい、それでは議案第 38 号及び 39 号について、何かご意見、ご質問等ございましたら。な
いようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それ
ではその他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 地域計画策定に向けたアンケート調査について
2. 今後の日程について
 - 中間・遠賀地区会合同研修会
 - ・日時：2月9日（金）
研修会（午後4時～5時45分）
意見交換会（午後6時～8時）
 - ・場所：ぶどうの樹
 - ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員
3. 次回の日程について
 - ・日時：3月8、11、12日いずれか午前9時30分から
 - ・場所：岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第11回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
